

平成二十年九月二十四日提出  
質 問 第 四 号

竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

竹島及び北方領土に係る我が国が抱える領土問題に対する政府の対応の相違及び認識等に関する質問主意書

- 一 現在我が国が抱える領土問題は、北方領土を巡る問題と竹島を巡る問題の二つのみであると承知するが、政府は北方領土問題と竹島問題両方を解決する義務を負っているか。確認を求める。
- 二 現在政府は二月七日を「北方領土の日」に定め、各種啓発行事を行っているかと承知するが、「北方領土の日」同様に「竹島の日」は定められているか。
- 三 二で、政府が「竹島の日」を定めていないのなら、それはなぜか。
- 四 現在内閣府には、北方対策本部という北方領土問題解決を図る部署があり、内閣には北方領土問題を担当する特命担当大臣がいるが、竹島問題についても、北方領土問題についての北方対策本部に相当する部署はあるか。また、竹島問題を担当する特命担当大臣はいるか。
- 五 四で、政府が政府部内に竹島問題解決を図る部署を設けず、また内閣に竹島問題を担当する特命担当大臣がいないのなら、それはなぜか。

六 北方領土問題について政府は、一九八九年九月十九日、一九九一年十月二十九日、一九九八年四月十七

日、一九九九年九月十日の四度にわたり、ロシアの管轄権に服した形で北方領土へ入域することを控える旨、国民に要請する閣議了解をしていると承知するが、竹島問題についても右同様、韓国の管轄権に服した形で竹島へ入域することを控える旨国民に要請する閣議了解が過去になされたことはあるか。

七 六で、韓国の管轄権に服した形で竹島への入域を自粛する旨国民に要請する閣議了解がなされていないのなら、それはなぜか。

八 北方領土と竹島の二つの領土問題に対する政府の取り組みについて、熱心さ、濃淡に差異はあるか。右質問する。